東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬直己 様

原子力損害賠償の 新たな一括賠償請求に関する要求書

平成28年1月19日

福島県商工会連合会 会長 轡田 倉治福島県商工会議所連合会 会長 渡邊 博美福島県中小企業団体中央会 会長 内池 浩

要求書

原子力発電所事故から間もなく5年が経過するが、甚大な被害を受けた地域においては、未だ生活や生産活動が制約され、本格的な復興、再生には道半ばの状況である。

また、依然として県内全域にわたる風評被害も根強く、 観光・食品関連業種をはじめとして全ての業種に甚大な影響を及ぼしている。

こうした状況を踏まえ、東京電力は、原発事故によって、 事業の土台である商圏、地域基盤が全て奪われてしまった 事業者や風評被害を受け続けている事業者に対し、被害実 態に見合った十分な損害賠償をしなければならず、そのた めに最大限の努力をする責務がある。

しかしながら、平成27年8月分以降の新たな一括賠償 請求に関して、請求者の意向が十分に反映されない、事前 の説明のとおりの賠償が進まないなど、誠意のない東京電 力の対応に対して不信、不満の声が数多く届いている。

これまで何度となく、被害実態に見合った迅速な賠償、被害者の立場に立った賠償、誠意を持った柔軟な対応を要望してきたが、全く満足できる状況ではないため、ここに改めて次のとおり強く要求する。

- 1. 賠償請求を真摯に受け止め、請求者への事前説明に基づいた賠償を確実に行うこと。
- 2. 相当因果関係の確認については、中小企業の実態に配慮し定性 的要因を積極的に取り入れると共に、原材料の産地限定をしない など、幅広く柔軟な対応を図ること。
- 3. 相当因果関係を類型化し、請求者並びに支援団体等に対して積極的に開示すること。
- 4. 東京電力㈱が相当因果関係なしと判断した根拠となるデータを開示すること。
- 5. 電話等の対応について、担当社員の教育を徹底し、請求者に寄り添った対応を進めるとともに、現地調査等の強化など、実態の 把握に向けた取組みを進めること。